

入院時の食事療養費のお知らせ

令和7年4月1日

三楽病院

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の施設基準の届出を行っており、入院患者様への食事は、医師の指示により症状等に合わせて管理栄養士の管理のもと、適時（朝食は午前7時30分以降、昼食は午前11時30分以降、夕食は午後6時以降）・適温による食事を提供しております。

令和7年4月1日より、入院時の食事にかかる標準負担額が下記の通り変更となりました。
これは、近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、厚生労働省の規定に基づき、変更となったものです。
尚、この食事療養費の変更は、全医療機関共通です。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

区分		標準(患者)負担額(1食当たり)	
70歳未満	一般	510円	
	低所得者 (住民税非課税)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日を超える	190円
	指定難病患者 小児慢性特定疾病児童等	300円	
70歳以上	一般	510円	
	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日を超える	190円
	低所得者Ⅰ	110円	
	指定難病患者	300円	